

食安輸発0327第1号
平成25年3月27日

各検疫所長 殿

医薬食品局食品安全部監視安全課
輸入食品安全対策室長
(公印省略)

「平成24年度輸入食品等モニタリング計画」の実施について
(中国産未成熟いんげんのアセトクロール並びにオーストラリア産りんごジュース
及び原料用りんご果汁のパツリン)

「平成24年度輸入食品等モニタリング計画」については、平成24年3月29日付け
食安輸発0329第2号(最終改正:平成25年3月25日付け食安輸発0325第1号)に基づ
き実施しているところです。

今般、これまでの検査実績を踏まえ、同通知の別表第2から、中国産未成熟いん
げんのアセトクロールの項を削除し、また、過去一年間の検査実績を踏まえ、同通
知の別表第2及び第3からオーストラリア産りんごジュース及び原料用りんご果汁
のパツリンの項を削除するので、御了知の上、関係業者等への周知方よろしくお願
いします。